

【ドイツ】EUの制裁の実効性を高めるための法律

海外立法情報課 山岡 規雄

* 2022年5月以降、EUの枠組みで科される制裁のドイツ国内における実効性を高めることを目的とした法律が複数成立した。

1 第1次制裁実施法

2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻を受け、EUは、数次にわたりロシアに対する制裁措置を講じてきた¹。ドイツでは、こうしたEUの制裁の実効性を高めるため、2022年5月20日に「第1次制裁実施法」²を成立させた（同月28日施行）。

なお、この法律を含め、本稿で紹介する3つの法律は全て、EU理事会が共通外交・安全保障政策の分野で決定した経済制裁一般を対象としており、ロシアのウクライナ侵攻に対する制裁に限定したものではない。

第1次制裁実施法は、ドイツにおいて制裁の実施を所管する機関の権限を明確にすることなどを目的としていた。同法により、対外経済法³、資金洗浄法⁴、信用制度法⁵及び有価証券取引法⁶といった既存の法律が改正された。例えば、制裁対象となる資産の状況を把握するために、証人を召喚し、証拠を確保し、又は家宅捜索を行う所管官庁の権限等が明確化された（対外経済法第9a条）。その他、個人情報を含む制裁関連データの官庁間での交換を容易にする改正も行われた（同法第9d条）。

2 EU理事会決定案への同意を許可する法律

EUの対ロシア制裁については、加盟各国において制裁違反の定義が異なり、また、制裁違反があった場合に科す措置についても相違があったため、制裁対象者が制裁対象の資産等にアクセスすることを許容するおそれがあった⁷。そのため、EU理事会は、EUの制裁に対する違反に関する犯罪及び刑罰の定義に関する指令を定める前提として、2022年6月に、欧州連合運営条約第83条第1項に規定する犯罪の分野（areas of crime）にEUの制裁に対する違反を含める決定の案を作成した⁸。同項第1段落では、国境を越える特に重大な犯罪の分野における犯罪行為及び制裁の定義に関する最低限の規定を、欧州議会及びEU理事会が指令により定める権限が

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年4月7日である。

¹ 田村祐子「【EU】対ロシア制裁パッケージ第1弾から第6弾まで」『外国の立法』No.292-2, 2022.8, pp.2-3. <<https://doi.org/10.11501/12312710>>; 同「【EU】ロシアに対する制裁パッケージ第8弾」『外国の立法』No.294-1, 2023.1, p.29. <<https://doi.org/10.11501/12395167>>

² Erstes Gesetz zur effektiveren Durchsetzung von Sanktionen (Sanktionsdurchsetzungsgesetz I) vom 23. Mai 2022 (BGBl. I S.754)

³ Außenwirtschaftsgesetz vom 6. Juni 2013 (BGBl. I S.1482)

⁴ Geldwäschegesetz vom 23. Juni 2017 (BGBl. I S.1822)

⁵ Kreditwesengesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 9. September 1998 (BGBl. I S.2776)

⁶ Wertpapierhandelsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 9. September 1998 (BGBl. I S.2708)

⁷ “Sanctions: Council adds the violation of restrictive measures to the list of EU crimes,” 2022.11.28. <<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/11/28/sanctions-council-adds-the-violation-of-restrictive-measures-to-the-list-of-eu-crimes/>>

⁸ Council Decision on identifying the violation of Union restrictive measures as an area of crime that meets the criteria specified in Article 83(1) of the Treaty on the Functioning of the European Union (10287/1/22), 2022.6.30. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CONSIL:ST_10287_2022_REV_1&from=EN>

規定され、同項第2段落では、この分野に含まれる事項として、テロリズム、人身売買等が列挙されている。EU 理事会が作成した決定案は、この第2段落で列挙する事項に、EU の制裁に対する違反が含まれることを確認するという内容であった⁹。これに対し、ドイツ連邦議会は、2022年9月29日、EU 理事会のドイツ代表がこの決定案に同意することを許可する法律を可決した（同年10月19日施行）¹⁰。

この決定は、2022年11月28日に、EU 理事会により採択された¹¹。同年12月、この決定に基づき、EU の制裁に対する違反に関する犯罪及び刑罰の定義に関する指令案が作成された¹²。

3 第2次制裁実施法

(1) 概要

第1次制裁実施法により、EU の制裁の効果的な実施のために短期間で実現することのできる措置は規定されたが、長期的に制裁の実効性を保つためには、新たな所管機関の設置など国内における構造的な改善が必要とされていた。こうした観点から、第1次制裁実施法の制定当初から、これに次ぐ第2次法の制定が視野に入れられていた。

第2次制裁実施法は、2022年12月1日に、連邦議会で可決され、同月28日に施行された¹³。この法律は、「経済的な制裁措置の実施のための法律」（以下「経済制裁実施法」）の制定及び対外経済法、資金洗浄法等の既存の法律の改正を内容としている¹⁴。その主な内容は、次のとおりである。

(2) 制裁実施のための連邦の中央機関の設置

連邦財務省の下に置かれる制裁実施中央局（Zentralstelle für Sanktionsdurchsetzung）が、連邦経済・輸出管理庁等の他機関の権限を損なわない範囲内で、EU の制裁対象者の資産を調査するために必要な措置を講ずる権限（経済制裁実施法第1条及び第2条）、当該資産を確保する権限（同法第3条）、これらの目的のため個人情報処理する権限（同法第5条）等を有する。

(3) 制裁対象者の資産の調査のための登録簿作成

制裁により凍結された資産の法的な状態に関する情報提供のために、制裁対象者の氏名、保有資産等のデータを収録する登録簿を作成し、制裁実施中央局が管理する（経済制裁実施法第14条）。

(4) 不動産取引における現金払いの禁止

資金洗浄対策として、ドイツ国内における不動産取引に際しては、対価の支払方法として、現金や貴金属による支払が禁止される（資金洗浄法第16a条）。

⁹ 欧州連合運営条約第83条第1項第3段落は、同条に規定する基準を満たすその他の犯罪の分野を指定する決定をEU 理事会が採択することできると定めている。

¹⁰ Gesetz zum Entwurf eines Beschlusses des Rates über die Feststellung des Verstoßes gegen restriktive Maßnahmen der Union als einen die Kriterien nach Artikel 83 Absatz 1 des Vertrags über die Arbeitsweise der Europäischen Union erfüllenden Kriminalitätsbereich und zur Änderung des Infektionsschutzgesetzes vom 13. Oktober 2022 (BGBl. I S.539)

¹¹ Council Decision (EU) 2022/2332 of 28 November 2022 on identifying the violation of Union restrictive measures as an area of crime that meets the criteria specified in Article 83(1) of the Treaty on the Functioning of the European Union (OJ L 308, 29.11.2022, pp.18–21)

¹² Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the definition of criminal offences and penalties for the violation of Union restrictive measures (COM(2022) 684 final)

¹³ Zweites Gesetz zur effektiveren Durchsetzung von Sanktionen (Sanktionsdurchsetzungsgesetz II) vom 19. Dezember 2022 (BGBl. I S.2606)

¹⁴ 第2次制裁実施法は、新規制定法や改正法など複数の個別の法律から成る、いわゆるマント法律（Mantelgesetz）であり、経済制裁実施法は第2次制裁実施法の一部を構成する。